

○行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定
について（平成7年5月17日例規第35号）

〔沿革〕 平成8年10月例規第37号、9年8月第32号、13年4月第17号、19年7月第29号、21年9月
第20号、25年8月第28号、29年3月第4号、30年3月第8号、31年4月第23号、令和2年
2月第3号、3年3月第16号、5年6月第18号改正

別記のとおり制定し、平成7年5月17日から実施することとしたから、適切に運用されたい。

別記

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び法第104条の3第3項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第13の3及び別記様式第13の4の処分通知書並びに規則別記様式19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、規則別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2の出頭命令書をいう。
- (3) 「保管証」とは、規則別記様式第19の3の6の免許証保管証並びに規則別記様式第22の6の3及び別記様式第22の6の4の保管証をいう。
- (4) 「出頭命令書・免許証保管証」とは、規則別記様式第19の3の5の出頭命令書及び規則別記様式第19の3の6の保管証に定める内容を充足する様式として、奈良県警察において使用するもの（別記様式第1）をいう。
- (5) 「出頭命令通知書」とは、規則別記様式第19の3の7及び別記様式第22の6の5の出頭命令通知書をいう。

- (6) 「出頭命令等」とは、法第104条の3第1項に規定する書面の交付、同条第2項に規定する命令及び同条第3項に規定する措置をいう。
- (7) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の改正について（平成31年1月30日付け警察庁丙運発第5号ほか）に定める処分手配登録（以下「処分手配登録」という。）をされた行政処分未執行者をいう。
- (8) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った奈良県警察の警察官をいう。
- (9) 「警察署長等」とは、生活安全部地域課長、交通部交通指導課長、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長をいう。
- (10) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (11) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (12) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 出頭命令書・免許証保管証及び出頭命令通知書の構成等

- (1) 出頭命令書・免許証保管証の構成は4枚1組とし、それぞれ次のとおり用いるものとする。
 - 1枚目…行政処分手配者に交付
 - 2枚目…運転免許課において保管
 - 3枚目…手配県警察に送付
 - 4枚目…認知警察官の所属において保管
- (2) 出頭命令通知書の構成は3枚1組とし、それぞれ次のとおり用いるものとする。
 - 1枚目…運転免許課において保管
 - 2枚目…手配県警察に送付
 - 3枚目…住所地県警察に送付
- (3) (1)及び(2)の様式で、複写を要する部分は、感圧紙（ノンカーボン紙）とする。
- (4) 出頭命令書及び保管書を交付するときは、行政処分手配者に交付する前に写しを作成するものとする。

第2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者名簿の整備等

- (1) 行政処分手配者名簿の作成

運転免許課長は、処分手配登録をしたときは、当該行政処分手配者について次の事項を記載した行政処分手配者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、認知警察官等からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

ア 手配年月日

イ 住所・氏名・生年月日

ウ 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

エ 前歴回数

オ 累積点数

カ 処分種別・処分日数

キ その他参考となる事項

(2) 名簿の引継ぎ

運転免許課長は、執務時間外における照会に応じるため、名簿を執務時間終了後に運転免許課当直勤務員に引き継ぐものとする。

2 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領

(1) 措置要領の作成

運転免許課長は、認知警察官からの出頭日時及び場所の指定についての協議（以下「協議」という。）に備えて、行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する措置要領（以下「措置要領」という。）を別に作成するものとする。

(2) 措置要領の引継ぎ

運転免許課長は、執務時間外における協議に応じるため、措置要領を執務時間終了後に運転免許課当直勤務員に引き継ぐものとする。

第3 行政処分手配者発見時の措置要領

1 認知警察官の措置等

(1) 照会センターへの照会

認知警察官は、警務部情報管理課照会センター（以下「照会センター」という。）から、被照会者が行政処分手配者である旨の回答を得たときは、当該行政処分手配者に係る次の項目について確認すること。

ア 手配年月日

イ 手配県警察

ウ 氏名

エ 生年月日

オ 処分種別

カ 処分日数

キ 免許証番号（免許証不携帯の場合に限る。）

(2) 行政処分手配の内容説明及び運転免許課への照会

認知警察官は、照会センターへの照会結果に基づき、行政処分手配者に対し行政処分手配がされていることを説明する。この場合において、行政処分手配者から、「処分は既に執行されている。」、「処分の根拠となった違反、事故を思いつかない。」等の抗弁を受けたときは、運転免許課に対し、次の事項を照会の上、処分理由等を本人に説明するものとする。

ア 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

イ 前歴回数

ウ 累積点数

(3) 出頭日時及び場所の指定

認知警察官は、運転免許課と協議を行い、出頭日時及び場所を指定する。

なお、発見されたときの行政処分手配者の現住所が、行政処分手配時の住所と異なる場合は、現住所及び連絡先を確認するものとする。

(4) 出頭命令及び免許証保管

認知警察官は、出頭命令書・免許証保管証又は出頭命令書を作成し、行政処分手配者に交付して出頭を命令するとともに、免許証の提出を求めるものとする。この場合において、免許証の提出を受けたときは、出頭命令書・免許証保管証に所要事項を記載し、又は保管証を交付するものとする。

(5) 留意事項

ア 免許証を保管する際の教示

免許証を保管する際は、免許証保管の趣旨のほか、出頭命令書・免許証保管証又は保管証の備考欄に記載の留意事項について教示するとともに、出頭の際は、自動車又は一般原動機付自転車を運転しないで出頭するよう指示するものとする。

イ 免許証不携帯の場合の措置

行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合において、出頭命令書・免許証保管証を交付するときは、保管証に係る部分に斜線を付して抹消するものとする。

ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるときは、イと同様の措置をとり、免許証保管の措置を講じないものとする。この場合に

において、出頭日時は、運転免許課と住所地県警察の行政処分担当課が協議の上、有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

エ 交通違反をしている場合における免許証の保管

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、反則切符等の告知票（書）の下部余白に行政処分手配者である旨を朱書するとともに、運転免許課長を経由して手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課に通報するものとする。

(6) 認知警察官の事後措置

行政処分手配者に対し出頭命令をした認知警察官は、出頭命令通知書を作成し、交付日の翌日までに保管した免許証、出頭命令書・免許証保管証又は出頭命令書及び保管証の写しとともに、警察署長等に提出するものとする。

2 警察署長等の措置

認知警察官から出頭命令通知書等の提出を受けた警察署長等は、運転免許課長に通報して必要な指示を受けた上、第1の3(1)及び(2)の区分により関係書類を運転免許課のほか、関係県警察の行政処分担当課に対し書留郵便で送付するとともに、送付状況について出頭命令書・保管証・出頭命令通知書送付簿（別記様式第2）に記録しておくものとする。この場合において、保管した免許証については、住所地県警察の行政処分担当課に送付するものとする。

3 運転免許課長の措置

(1) 行政処分手配内容、出頭日時及び場所の指定の回答

運転免許課長は、認知警察官から第3の1(2)による行政処分手配の内容照会又は第3の1(3)による出頭日時及び場所の指定についての協議があった場合は、速やかに回答するものとする。この場合において、手配県警察又は住所地県警察の行政処分担当課に連絡をする必要があるときは、認知警察官から必要事項を聴取の上、関係警察相互の緊密な連絡と協力の下に適切に対応するものとする。

(2) 運転免許課長の事後措置

ア 認知県警察としての措置

(ア) 住所地が奈良県内にある場合

発見した行政処分手配者の住所地が奈良県内にあるときは、ウの措置をとるものとする。この場合において、手配県警察が、奈良県警察以外の都道府県警察であるときは、手配県警察の行政処分担当課に出頭命令を行ったことを連絡するとともに、関係書類の送付を依頼するものとする。

(イ) 住所地が奈良県外にある場合

発見した行政処分手配者の住所地が奈良県外にあるときは、住所地県警察において行政処分を執行することから、住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令を行ったことを連絡するとともに、手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、手配県警察の行政処分担当課に対しても同様の連絡を行うものとする。

イ 手配県警察としての措置（アの場合を除く。）

(ア) 住所地が奈良県内にある場合

認知県警察の行政処分担当課から住所地県警察として出頭命令を行った旨の連絡を受けたときは、ウの措置をとるものとする。

(イ) 住所地が奈良県外にある場合

認知県警察の行政処分担当者から手配県警察として出頭命令を行った旨の連絡を受けた場合において、行政処分手配者の住所地が奈良県外にあるときは、出頭日時までに住所地県警察の行政処分担当課に対し、行政処分の執行を依頼するとともに、関係書類を送付するものとする。

ウ 住所地県警察としての措置（ア及びイの場合を除く。）

運転免許課長は、次に掲げるところにより必要な措置を講じるものとする。

(ア) 指定日より早い日への変更要求があった場合の対応

行政処分手配者から出頭命令書の交付を受けた後に、指定日よりも早い日に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書、保管した免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮し、出頭日時を再指定するものとする。

(イ) 法第109条第1項による免許証保管を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置を講じるものとする。

(ウ) 行政処分手配者の出頭時の措置等

a 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。

b 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項第1号及び第2号に規定する事項を記載した書面で教示するものとする。

c 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続終了後に処分を執行するものとする。

- d 保管証又は出頭命令書・免許証保管証は、行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管した免許証については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるところにより措置するものとする。
- (a) 停止処分の場合 引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還要求があった時点で直ちに返還する。
- (b) 取消しの場合 法第107条第1項の規定により返納されたものとみなす。
- e dの規定にかかわらず、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により、国際運転免許証等を本人に返還しなければならないことに留意する。この場合において、処分期間中に本邦に再上陸する予定者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際運転免許証等を再提出しなければならないことを合わせて説明するものとする。

別記様式第1

出頭命令書・免許証保管証 (奈良 号)																															
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。																															
命令・交付日時		年 月 日 午前 後 時 分																													
出頭日時		年 月 日 午前 後 時 分																													
出頭場所		電話 局 番																													
命令・交付者の 所属、階級 及び氏名		奈良県 隊・警察署 階級 氏名 ㊦																													
氏 名		生年月日		年 月 日 (歳)																											
		本 籍		職業																											
		住 所																													
		勤 務 先																													
		電 話		自宅		勤務先																									
男・女		免 許 証 第		号																											
		年 月 日		公安委員会交付																											
免 年 月 許 日		第一種		二・小・原		年 月 日																									
		免 許		そ の 他		年 月 日																									
		第 二 種 免 許		年 月 日																											
免 許 種 類		有無																													
免 許 種 類		大 型		中 型		準 中 型		普 通		大 特		大 自 二		普 通 二		小 特		原 付		け 引		大 二		中 二		普 二		大 特 二		け 引 二	
免 許 の 条 件																															
備考		1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時(あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時)までの間となります。 2 この保管証は、有効期間中は運転免許証と見なされるものですから、運転するときには、必ず携帯していなければなりません。 3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。																													

○注意・出頭する際は自動車等を運転しないで来て下さい

○免許証住所

(注) 免許証を保管しない場合には、「免許証保管証」の不動文字を横線で、「免許年月日」欄以降を斜線で、それぞれ削除し、命令者の割印をしておくこと。

別記様式第2

(課・隊・署)

出 頭 命 令 書 ・ 保 管 証 ・ 出 頭 命 令 通 知 書 送 付 簿			
送 付 日	年 月 日		
送付先都道府県	住所地		
	手配地		
送 付 方 法	郵 送	書留引受番号	
	通 送		
送 付 内 容	運転免許証・出頭命令書・保管証・出頭命令通知書		
被 処 分 者			
出 頭 日 時			
出 頭 場 所			
備 考			
送 付 取 扱 者	課 (係) 階級 氏名 印		